

川崎市住宅基本計画の改定（案）について意見を募集します

川崎市では、新たな住宅施策の展開に向け、川崎市住宅基本計画の改定（案）を公開して12月27日まで市民の皆様から意見を募るパブリックコメントによる意見募集を実施します。

働き方改革や新型コロナウイルス感染症を契機とした新しいライフスタイル、災害の頻発・激甚化、脱炭素化社会の実現、高経年マンションや空家の増加など、本市の住宅政策を取り巻く状況の変化や新たな課題が生じていることから、新たな住宅政策の展開に向け、川崎市住宅基本計画の改定（案）を公開し、市民の皆様からの意見を受け付けます。

1 意見の募集期間

令和5年11月28日(火)から令和5年12月27日(水)まで

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持参の場合は、令和5年12月27日(水)午後5時15分までとします。

2 意見の提出方法

郵送、持参、FAX、あるいは市ホームページフォームメールのいずれかで提出

※意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレスまたは住所）」を明記

【提出先】〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課（明治安田生命ビル6階）

FAX 044-200-3970

3 計画案の閲覧方法

閲覧期間：令和5年11月28日(火)から令和5年12月27日(水)まで

閲覧できる場所

かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎2階）、公文書館、各区役所の市政資料コーナー、支所・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課（明治安田生命川崎ビル6階）

市ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/500/0000156029.html>

（概要については別紙のとおり）



4 その他

- 意見書の氏名及び連絡先等は、意見内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的には利用せず、適正に管理します。
- お寄せいただいた御意見に対して個別には回答をしません。市の考え方を内容ごとに整理・要約し、後日、市ホームページなどで公表します。
- 電話や来庁による口頭での御意見は受け付けていません。

問合せ先

川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 松本

電話 044-200-2993